

板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 1 2 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、「板橋区とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱」(令和 6 年 8 月 1 9 日 区長決定。以下「実施要綱」という。)に基づき、板橋区の認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業を実施するにあたり、事業者がその取組に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するため、算定基準及び手続等を規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助の対象となる事業は、実施要綱第 4 条に規定する対象事業(以下「補助事業」という。)とする。

2 補助の対象となる施設は、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 5 9 条の 2 第 1 項に基づき知事等に届出がされた認可外保育施設であって、かつ「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成 1 3 年 3 月 2 9 日 雇児発第 1 7 7 号 雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている、板橋区内に所在するもの(以下「認可外保育施設」という。)とする。ただし、居宅訪問型保育事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成 1 3 年 5 月 7 日 付 1 2 福保推第 1 1 5 7 号)に基づく東京都認証保育所及び家庭的保育事業等実施要綱(平成 2 2 年 6 月 2 5 日 付 2 2 福保子保第 4 3 7 号)別表 2 に定める家庭的保育事業(都)は除く。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

- (1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税又は軽自動車税を滞納していること。
- (2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること。
- (3) 暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成 2 4 年 東京都板橋区条例第 2 8 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者があるもの。

4 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)、社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号)、子ども子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)又はこれらの法律に基

づく命令の規定に違反したもの。

- (2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの。
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）を度重ねて受けているにもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの。
- (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長又は地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがない者が設置するもの。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の補助対象経費、補助基準額については別表のとおりとする。

（補助額算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表の1に定める補助対象経費の実支出額と同表の2に定める補助基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

なお、補助対象経費からは、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる事業に要する経費を除くものとする。

- 2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を別に定める日までに区長に提出しなければならない。

- 2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、住民税または軽自動車税の領収書の写し若しくは、納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

- (1) 助成の申請に当たって、交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合
- (2) 板橋区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合
- (3) 板橋区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

- 3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書

の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

（交付決定通知等）

第6条 区長は、前条の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付等決定通知書（別記第2号様式）により、申請者にその結果を通知するものとする。

（交付の変更申請）

第7条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、適正でないと認めたときは、変更非認定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第8条 区長は、第6条による交付決定又は前条第2項による変更交付決定を行った場合は、交付決定者から認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付請求書（別記第6号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

（承認事項）

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

（交付の条件）

第10条 交付決定者には、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。

- (2) 補助事業は、次条に定める期間内に完了しなければならない。この期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、交付決定者は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により区長に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 交付決定者は、第5条又は第13条の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により区長に報告しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第11条 この補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

(遂行命令等)

- 第12条 区長は、第10条第2号及び第3号並びに前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- 2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業の完了後、実績報告書（別記第7号様式）及びその他必要とする書類を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った事業に係る部分については、この限りでない。

2 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第14条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を第3条に定める用途以外に使用したとき。
- (4) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 交付決定内容が第2条の各号に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (6) 交付決定者が第2条第2項に該当するに至ったとき。
- (7) 交付決定者が別に定める期日までに第13条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。
- (8) 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第14条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 交付決定者は、第16条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、当該命令に係る補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期日までに

納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（財産の管理・処分の制限）

第21条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定められた年数を経過した財産は除く。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第22条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第9号様式）を、速やかに区長に提出しなければならない。なお、区長は報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部を板橋区に納付させることができる。

（準用）

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）の定めるところによる。

（委任）

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別 表（第 3 条・第 4 条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額
補助事業の実施に必要な経費（報酬、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及賃借料及び工事費）	1 施設当たり 1, 500, 000 円

板橋区長宛

所在地

事業者名

代表者職・氏名

施設名（ ）

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付申請書

板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
所要額調書（別紙1）3 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
実施計画書（別紙2）

4 収支予算書

5 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □ 区外に居住している □ 転入前の自治体において課税されている □

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

【法人の場合】

追加添付書類…法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

施設・事業所	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

第2号様式（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名
代表者職氏名 様
（施設名 ）

板橋区長

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付等決定通知書

年 月 日付で申請のあった____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金については、交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付又は不交付を決定したので通知します。

記

1 交付の可否 交 付 ・ 不 交 付

2 交付決定額 金 円

3 不交付の理由

年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金に係る交付申請書

板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 変更申請額 金_____円

うち、交付決定済額 _____円

今回追加額 _____円

2 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
所要額変更調書（別紙1）

3 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金
事業計画書（別紙2）

4 収支予算書

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金の交付変更については、交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付変更額 金 円

2 既交付決定額 金 円

3 変更内容

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
（施設名 ）

板橋区長

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金変更非認定通知書

年 月 日付の交付申請の変更については、認定要件に合致しないため、非認定としたので、通知します。

記

1 非認定理由

年 月 日

板 橋 区 長 宛

所在地

事業者名

代表者職・氏名

（施設名 ）

____年度 板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付請求書

板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

年 月 日

板 橋 区 長 宛

所在地

事業者名

代表者職・氏名

施設名（ ）

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金 積算書（別紙1）

3 ____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金 事業実績報告書（別紙2）

4 収支決算（見込）書

施設・事業所	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

事業者名

代表者職氏名

様

（施設名

）

板 橋 区 長

____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金については、板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第14条に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 返還額がある場合

板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第17条に基づき、
年 月 日までに返還するよう命じます。

（1）補助金確定額 金 _____ 円

（2）既交付済額 金 _____ 円

（3）返還額 金 _____ 円

年 月 日

板 橋 区 長 宛

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 _____ 号で交付額の確定を受けた____年度板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第22条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金交付要綱第22条に基づく額の確定額又は実績報告額

金 _____ 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（板橋区認可外保育施設におけるとうきょう すくわくプログラム推進事業補助金返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

2の金額の積算の内訳書

積算内訳報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 補助金の使途内訳書

区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

(4) 仕入控除税額

【添付書類】

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・ 特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）